

令和7年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和7年度当初予算等関係)

輝く鳥取創造本部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」-「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年2月定例会 議案説明資料目次

輝く鳥取創造本部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計予算		
	1	当初予算説明資料	(総括表) 3
			人口減少社会対策課 4
			協働参画課 14
			中山間・地域振興課 21
			交通政策課 28
		観光戦略課 42	
		国際観光課 68	
		交流推進課 73	
		まんが王国官房 79	
	2	公共事業当初予算総括表	交通政策課 84
	3	歳入歳出事項別明細書	88
	4	節の明細	91
	5	債務負担行為に関する調書	人口減少社会対策課 他 95

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第31号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）	交通政策課	97
第35号	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	交通政策課	99

令和7年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費
4 項 港湾費
4 目 空港費

交通政策課（内線：7667）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘コナン空港管理費	〔債務負担行為〕 93,940	〔債務負担行為〕 272,190	〔債務負担行為〕 △178,250		<71,000> 111,000		〔債務負担行為〕 93,940	県費負担 715,916
	817,280	695,694	121,586	61,364			644,916	

トータルコスト 840,152千円（前年度 718,387千円）〔正職員：2.9人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県営鳥取空港（愛称：鳥取砂丘コナン空港）は、平成30年7月に公共施設等運営権（コンセッション）制度に基づく民間事業者による空港運営に移行し、現在、鳥取空港ビル（株）が運営権者となっている。令和5年3月に締結した「鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約の延長等に関する合意書」（以下、「延長等合意書」という。）に基づき、県は運営権者に対し、運営権者の収入で不足する管理運営費を運営交付金として、一定額交付する。また、延長等合意書に更新投資等の費用負担のルールを定めており、運営交付金とは別に県が費用負担すべき部分を負担する。以上、鳥取空港の管理運営等に要する全般的な経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
1 運営交付金 債務負担行為設定済（令和5年度）	運営権者に運営交付金を交付する。 運営交付金＝基準費用（県直営費用－コスト削減額）－基準収入	429,825
2 更新投資等	延長等合意書上、県が運営交付金とは別に負担すべき費用。	311,380
国際線ターミナル空調熱源更新 〔国費1/2〕〔起債〕 債務負担行為設定済（令和6年度）	「中期保全計画」に従い、国際線ターミナルビルの空調用熱源機器を更新（冷温水発生機及び冷却塔を空冷式ヒートポンプチャラーに改修）する。 （R6：83,865千円（前金）、R7：125,801千円）	125,801
国際線ターミナル非常用発電機更新〔起債〕 債務負担行為設定済（令和6年度）	「鳥取空港事業継続計画（A2-BCP）」に従い、72時間連続稼働対応可能な非常用発電機に更新する。 （R6：40,614千円（前金）、R7：60,919千円）	60,919
除雪車（スノースーパー）更新1 債務負担行為設定済（令和6年度）	空港に配備している除雪車（スノースーパー）について、老朽化と耐用年数超過に伴い修繕による対応が困難となったことから更新する。 （R6：36,630千円（前金）、R7：84,400千円）	84,400
除雪車（スノースーパー）更新2 【債務負担行為】令和8年度	同上 （R7：40,260千円（前金）、R8：93,940千円）	40,260
3 低層風情報提供システム	離着陸時に多大な影響を与える低層風を観測し、運航中の機体に情報提供することで、安全性向上に貢献するシステムの保守管理を行う。	3,958
4 運営権外管理事業	空港の維持管理、空港用地（国有地等）の借用等に係る費用。	31,619
騒音調査・分析および離発着割合調査・分析	鳥取空港周辺対策に関する協定書に基づき、騒音調査・分析および離発着割合調査・分析を行う。	4,640
その他固定的経費、事務費等	使用料・賃借料（爆発物検査装置賃借料、空港用地等借上料）、除草委託等諸費。	26,979
5 航空灯火LED化補用品等購入整備費	航空灯火のLED化に伴って必要となる補用品等の購入・整備に要する費用を運営権者に交付する。	20,175
6 滑走路等電気料金高騰対策費 債務負担行為設定済（令和5年度）	運営権対象施設に係る電気料金の高騰分（令和元年度（コロナ影響前）比）を運営権者に交付する。	20,323

3 その他（改善点等）

令和6年度に実施した中間評価委員会では、令和3年度の中間評価委員会の指摘事項について、概ね改善が確認され「普通（標準）」の1ランク上「やや評価できる」に近い評価となった。一方、人材確保・人材育成等の面での課題も確認され、今後、さらなる「安全・安心な空港運営」および「空港を拠点とした賑わいの創出」に向けて、空港DX化等による業務効率化・省力化、外部企業の技術・ノウハウの吸収・組織力強化、人材定着のための就労環境整備などに取り組んでいく必要がある。

（注）起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費
4 項 港湾費
4 目 空港費

交通政策課（内線：7586）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘コナン空港を拠点とした賑わいづくり事業	〔債務負担行為〕 396 6,055	〔債務負担行為〕 0 11,038	〔債務負担行為〕 396 △4,983				〔債務負担行為〕 396 6,055	
トータルコスト	16,308千円（前年度 21,211千円）〔正職員：1.3人〕							
事業内容の説明								
鳥取砂丘コナン空港内の名探偵コナン装飾の維持管理・関係機関調整、デジタルスタンプラリーなどのイベント開催、ツインポートの取組の県内外への情報発信、ツインポートエリアの魅力が体感できる民間主体イベント支援などを行う経費である。								
【事業概要】								
細事業名	内容						予算額	
ツインポート加速化促進事業								
交流促進	県外からの来場者の多くが名探偵コナンを目当てに来場されるなど、名探偵コナンへの期待が高いことから、名探偵コナン装飾や謎解きラリーやスタンプラリーの催しを通じて県内外からの来訪を促進する。						4,043	
ツインポートの知名度アップ 〔債務負担行為〕 令和8～11年度	ツインポートの取組を県内外に情報発信し、知名度の向上を図る。 令和7年度は、デジタルサイネージ機器（リース契約）を更新する。 債務負担行為額 99千円/年×4年=396千円						99	
ツインポートの賑わいづくり事業	ツインポートエリアの魅力（コナン装飾、食パラダイス、砂場スポーツなど）が体感できる民間主体のイベント支援や、コナン装飾の充実などによって、鳥取砂丘コナン空港・鳥取港相互の誘客促進を図る。						1,913	
米子鬼太郎空港関係管理費	〔債務負担行為〕 28,143 81,232	〔債務負担行為〕 0 53,911	〔債務負担行為〕 28,143 27,321			〔債務負担行為〕 2,275 <使用料等> 5,928	〔債務負担行為〕 25,868 75,304	
トータルコスト	82,809千円（前年度 55,476千円）〔正職員：0.2人〕							
事業内容の説明								
米子鬼太郎空港の維持管理等に要する経費である。								
【事業概要】								
細事業名	内容						予算額	
空港無料駐車場管理費	県が米子市・境港市と共同で空港駐車場（無料）を管理運営する経費である。併せて、各駐車場への案内表示の改善に取り組む。						58,177	
巡回点検・清掃業務 〔債務負担行為〕 令和8～10年度	駐車場の巡回点検・清掃を行う。 なお、満了する複数年契約を更新する。 （R8：11,257千円、R9：11,257千円、R10：5,629千円）						10,738	
交通誘導業務	駐車場の交通誘導を行う。						3,274	
案内改善業務	駐車場の案内表示や標識を点検・改善（案内看板を設置および改修）し、空港利用者の利便性向上を図る。						20,624	
監視カメラ更新	駐車場に県が設置した監視カメラを更新する。						10,765	
満空情報配信装置の更新	駐車場の満空情報を配信する装置を更新（令和7年度にサービスが終了する既設3G回線装置を4G回線装置に更新）する。						3,100	
除草、除雪、施設修繕、電気代等	駐車場の除草、除雪、施設修繕等を行う。						9,676	
空港関連施設管理費	県が米子市・境港市と共同で空港連絡通路・JR米子空港駅待合施設等を管理運営する経費である。						7,755	
空港周辺地域振興交付金	滑走路延長事業に伴い県、米子市、境港市および両市の地元協議会等が合意した地域振興計画に基づき、地域振興事業を実施する両市に対して交付する交付金である（現在は米子市のみ）。						14,732	
検査機器保守管理等	手荷物検査場の保安検査機器の保守点検等を行う。						568	

令和7年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費
4 項 港湾費
4 目 空港費

交通政策課（内線：7586）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション準備事業	47,467	34,192	13,275				47,467	

トータルコスト 63,241千円（前年度 49,842千円） [正職員：2人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取砂丘コナン空港は、平成30年7月にPFI法に基づく公共施設等運営権（コンセッション）制度を活用し、民間事業者による空港運営に移行した（運営権者は鳥取空港ビル(株)を県が指名指定した）。当初、同社による空港運営は、令和6年3月末までとし、これを第1期コンセッションとして、令和6年4月からは、公募によって選定した民間事業者による第2期コンセッションを開始する予定であったが、コロナ禍による航空需要の低迷等を理由に、公募時期を延期することとし、第1期コンセッションの事業期間を令和9年3月末まで延長した（第1期総事業期間8年9ヶ月）。

令和9年4月からの第2期コンセッション開始に向けて、「安全・安心な空港運営」および「空港を拠点とした賑わいの創出」を両輪として運営することができる民間事業者を選定する必要があり、事業スキームの検討、実施方針の策定・公表、民間事業者の募集・選定等の必要な手続き・準備を実施する。

令和7年度は、令和7年2月開始予定の公募に応募のあった事業者の中から優先交渉権者を選定（令和7年10月頃）し、公共施設等運営権を設定（令和8年3月頃）する予定である。なお、優先交渉権者の選定の過程で、競争的対話等（※）を実施する予定である。

※応募者が県に対して、募集要項等の内容を確認し、この交渉を行う「競争的対話」と、応募者が鳥取空港ビル(株)および関係行政機関等に対して行うヒアリングのことをいう。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
第2期コンセッションに向けた総合的アドバイザー業務委託費 債務負担行為設定済（令和5年度）	（令和7年度業務） ・事業者選定に係る審査委員会開催に関する支援 ・優先交渉権者公表に関する支援 ・実施契約締結に関する支援 など	40,700
公募型プロポーザル参加者奨励金	鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの公募参加者のうち、第1次審査通過者のうち、2位、3位について、参加奨励金（報償費）を支払う。 3,000千円×2者=6,000千円	6,000
運営権者の募集・選定に係る経費	鳥取県附属機関条例に基づき「公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会」を設置し、運営権者の選定を行う（令和7年度4回開催）。	767

公募による新たな民間事業者の選定に当たっては、PFI法に基づく必要な手続きに一定の期間（令和5～8年度）を要する。また、PFI法に基づく一連の手続きには法制度・財政制度面における課題の整理・解決策の検討、空港施設の適正な維持管理体制の検討など、高い専門知識・豊富な経験が必要とされる。

このため、PPP/PFI事業に関する知識・経験を有する外部コンサルタントから一括して一定期間に亘って支援を受けながら第2期コンセッションに向けた準備を進める。

○債務負担行為（令和5年度設定）

総合的アドバイザー業務委託費（令和5～8年度）143,000千円

令和5年度：61,600千円、令和6年度：34,100千円、令和7年度：40,700千円、令和8年度：6,600千円

3 その他（改善点等）

第2期コンセッションは、公平性と競争性原理が働き、民間事業者の新たな提案や創意工夫が発揮され、空港の更なる魅力の向上、空港を拠点とした賑わいの創出、観光や地域経済の活性化を期待し、公募方式による本格的なコンセッションとする。

最終選定した事業者に対しては、空港利用者および県民にとって鳥取砂丘コナン空港がより良い施設となるよう働きかけていくとともに支援を行う。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
4項 港湾費
4目 空港費

交通政策課（内線：7586）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
鳥取空港滑走路等整備事業 〔一般公共事業〕	619,000	650,000	△31,000	309,500	<216,500> 278,000		31,500	県費負担 248,000	
トータルコスト	626,887千円（前年度 657,825千円）〔正職員：1人〕								
事業内容の説明									
【事業概要】									
細事業名	内容						予算額		
滑走路端安全区域整備に係る工事 〔国費1/2〕	航空法施行規則の改正に伴い必要となった滑走路端安全区域（RESA）の拡張工事（西側拡張40m→90m）。令和7年度は、改修工事（護岸基礎・本体・被覆工事等）を行う。（事業年度：R4～R8 全体事業費：2,045,000千円）						562,000		
航空灯火LED化工事 〔国費1/2〕	航空灯火のLED導入率100%に向けて計画的に進めるLED化工事。令和7年度は、滑走路灯のLED化工事、滑走路距離灯等の実施設計を行う。（事業年度：R4～R12 全体事業費：1,064,000千円）						57,000		

交通政策課（内線：7586）
（単位：千円）

6目 直轄空港事業費負担金

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
直轄空港事業費負担金〔直轄負担金〕	97,067	72,973	24,094		<43,500> 87,000		10,067	県費負担 53,567
トータルコスト	97,856千円（前年度 73,756千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
国が米子鬼太郎空港（美保飛行場）において行うエプロン（駐機場）舗装改修工事に係る経費の県負担分（17.3%）である。								

11款 災害復旧費
2項 土木施設災害復旧費
3目 空港災害復旧費

交通政策課（内線：7586）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空港災害復旧費〔災害公共事業〕	50,000	50,000	0	40,000	<500> 10,000			県費負担 500
トータルコスト	50,789千円（前年度 50,783千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
災害発生の際、迅速に復旧事業に取り組むために予備的に措置しておくもの。								

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

11款 災害復旧費
 2項 土木施設災害復旧費
 3目 空港災害復旧費

交通政策課（内線：7586）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空港単独災害復旧費〔単独災害復旧事業〕	2,000	2,000	0		<500> 1,000		1,000	県費負担 1,500
トータルコスト	2,789千円（前年度 2,783千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明 災害発生の際、迅速に復旧事業に取り組むために予備的に措置しておくもの（国庫負担金対象外の調査費等）。								

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度公共事業当初予算総括表

予算関係

輝く鳥取創造本部(単位:千円)

事業名	令和6年度 当初計上 予算額(A)	令和7年度 当初計上 予算額(B)	左の財源内訳				対前年比 (B)÷(A)	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源		
一般公共事業(A)	650,000	619,000	309,500	<216,500> 278,000		31,500	95.2	県費負担 248,000千円
単県公共事業(B)								
計(C)=(A+B)	650,000	619,000	309,500	<216,500> 278,000		31,500	95.2	県費負担 248,000千円
一般直轄事業(D)	(421,000) 72,973	(560,000) 97,067		<43,500> 87,000		10,067	133.0	県費負担 53,567千円
合計(E)=(C+D)	722,973	716,067	309,500	<260,000> 365,000		41,567	99.0	県費負担 301,567千円
災害公共事業	50,000	50,000	40,000	<500> 10,000			100.0	県費負担 500千円
直轄災害								
単独災害復旧事業	2,000	2,000		<500> 1,000		1,000	100.0	県費負担 1,500千円
小計(F)	52,000	52,000	40,000	<1,000> 11,000		1,000	100.0	県費負担 2,000千円
総計(E+F)	774,973	768,067	349,500	<261,000> 376,000		42,567	99.1	県費負担 303,567千円

(注)一般公共事業の事業費は、補助事業費及び人件費継足を含む額である。

一般直轄事業、直轄災害欄の()内は事業費である。

起債欄の上段< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度公共事業当初予算総括表

予算関係

輝く鳥取創造本部(単位:千円)

事業名	令和6年度 当初計上 予算額(A)	令和7年度 当初計上 予算額(B)	左の財源内訳			対前年比 (B)÷(A)	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他		
一般公共事業	650,000	619,000	309,500	<216,500> 278,000		95.2	県費負担 248,000千円
空港整備事業	650,000	619,000	309,500	<216,500> 278,000		95.2	鳥取空港
単県公共事業							
空港事業							
一般直轄事業	(421,000) 72,973	(560,000) 97,067		<43,500> 87,000	10,067	133.0	県費負担 53,567千円
空港	(421,000) 72,973	(560,000) 97,067		<43,500> 87,000	10,067	133.0	米子空港 県費負担 500千円
災害公共事業	50,000	50,000	40,000	<500> 10,000		100.0	
空港災害復旧事業	50,000	50,000	40,000	<500> 10,000		100.0	鳥取空港、米子空港
直轄災害							
単独災害復旧事業	2,000	2,000		<500> 1,000	1,000	100.0	県費負担 1,500千円
災害復旧事業調査費	1,000	1,000			1,000	100.0	鳥取空港、米子空港
単独災害復旧事業	1,000	1,000		<500> 1,000		100.0	鳥取空港、米子空港
単独災害関連事業							

(注)一般直轄事業、直轄災害欄の上位()書きは事業費である。
起債欄の上位< >書きは、交付税措置額を除いた金額である。県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和7年度 公共事業実施地区の概要

(一般公共事業)

交通政策課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	全 体 計 画			R6以前 事業費	R7年度事業費		R8以降 残事業費
			事業概要	期間	事業費		事業概要	事業費	
鳥取空港滑走路等整備事業	鳥取空港	鳥取市	滑走路等整備	R4 ~ R12	3,109,000	1,103,000	滑走路端安全区域整備に 係る工事 航空灯火LED化工事	619,000	1,387,000

令和7年度 直轄負担金の概要

交通政策課(単位:千円)

事業名	地区名	負担額
(空港事業)	米子空港	(560,000) 97,067

(注)負担額の上段()書きは、国の負担基本額(事業費)である。

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
7款	商工費	
3項	観光費	
1目	観光費	
負担金、補助 及び交付金	鳥取県外国人観光客誘致対策事業補助金	12,000
	鳥取県外国人観光客倍増促進補助金	12,000
	鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金	57,000
	国際定期便運航再開・安定的運航支援	271,000
	(一社)山陰インバウンド機構運営事業負担金	100,000
	中国地域観光推進協議会負担金	4,050
	関西国際空港内広域観光案内推進協議会	800
	東アジア地域観光交流促進事業	1,800
	日本政府観光局(JNTO)賛助会負担金	640
	東京・中国四国連携外国人旅行者誘致事業負担金	1,000
	山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン負担金	500
	西のゴールデンルートアライアンス負担金	5,000
	(一社)アニメツーリズム協会会費	150
	まんが・アニメ資源活用誘客促進補助金	11,000
	まんが王国活動支援補助金	20,000
	国際マンガサミット事務局会費	100
	日本マンガ学会会費	10
	青山剛昌ふるさと館再整備支援金	206,904
	地域と進める中部ウォーキングリゾート補助金	1,000
	外国人ウォーカー誘客促進事業補助金	600
	SUN-IN未来ウオーク開催支援事業補助金	1,000
	鳥取県桜杯争奪相撲選手権大会支援補助金	400
	鳥取中部圏域広域観光連携推進事業補助金	15,000
	鳥取中部ふるさと広域連合への県職員駐在に係る庁舎利用費負担金	200
	大山山麓・日野川流域観光推進協議会負担金	17,310
	全日本トライアスロン皆生大会開催支援補助金	5,000
	中海オープンウォータースイム開催支援補助金	500
	サイクリングコース損害賠償責任保険加入費	11
	皆生・大山SEA TO SUMMIT開催事業補助金	2,300
	鳥取県温泉地魅力向上事業負担金	6,000
	大山参道拠点整備事業補助金	2,893
	日野郡ニューツーリズム推進事業補助金	1,050
8款	土木費	
4項	港湾費	
4目	空港費	
報酬	公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会委員 (第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等優先交渉権者選定)	6人
負担金、補助 及び交付金	鳥取空港特定運営事業交付金	474,281
	全国空港整備・利活用推進協議会負担金	30
	米子空港周辺地域振興交付金	14,732
	鳥取空港民間イベント補助金	4,572
6目	直轄空港事業費負担金	
負担金、補助 及び交付金	直轄空港事業費負担金	97,067

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地方債	その他			
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和7年度 移住定住受入体制整備 事業	人口減少社 会对策課	15,252			令和8年度から 令和9年度まで	15,252	7,626				7,626	
令和7年度 とっとり若者Uターン・定 住拡大事業(鳥取県未来 人材育成奨学金支援事 業)	人口減少社 会对策課	270,000			令和8年度から 令和21年度まで	270,000				270,000		
令和7年度 公民連携推進事業補助	協働企画課	補助金総額8,000 千円を限度とし て、令和7年度に 交付決定した額 から令和7年度に 交付した額を差し 引いた額			令和8年度	限度額に同じ					限度額に同じ	
令和7年度 地域バス交通等体系整 備支援事業補助	交通政策課	補助金総額 254,674千円を限 度として、令和7 年度に交付決定 した額から令和7 年度に交付した 額を差し引いた額			令和8年度	限度額に同じ					限度額に同じ	
令和7年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	6,930			令和8年度から 令和18年度まで	6,930					6,930	
令和7年度 コミュニティドライブ・ シェア(鳥取型ライド・ シェア)推進事業	交通政策課	320,533			令和8年度	320,533					320,533	
令和7年度 鳥取砂丘コナン空港管 理費	交通政策課	93,940			令和8年度	93,940					93,940	
令和7年度 米子鬼太郎空港関係管 理費	交通政策課	28,143			令和8年度から 令和10年度まで	28,143				2,275	25,868	
令和7年度 鳥取砂丘コナン空港を 拠点とした賑わいづくり 事業	交通政策課	396			令和8年度から 令和11年度まで	396					396	
令和7年度 夢みなとタワー管理委託 費	観光戦略課	10,230			令和8年度から 令和10年度まで	10,230					10,230	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成27年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	170,708	平成28年度から 令和6年度まで	52,295	令和7年度から 令和8年度まで	118,413			118,413		
平成28年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	183,670	平成29年度から 令和6年度まで	60,460	令和7年度から 令和12年度まで	123,210			123,210		
平成28年度 若桜線維持継続事業補助	交通政策課	3,043	平成29年度から 令和6年度まで	2,114	令和7年度から 令和9年度まで	929				929	
平成28年度 特別寝台列車誘致事業補 助	観光戦略課	13,928	平成29年度から 令和6年度まで	9,950	令和7年度から 令和9年度まで	3,732				3,732	
平成28年度 参道にぎわい活性化支援 事業補助	西部総合事務 所県民福祉局	36,380	平成29年度から 令和6年度まで	23,140	令和7年度から 令和8年度まで	5,785				5,785	
平成29年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	183,670	平成30年度から 令和6年度まで	46,811	令和7年度から 令和13年度まで	136,859			136,859		
平成29年度 若桜線維持継続事業補助	交通政策課	2,970	平成30年度から 令和6年度まで	1,640	令和7年度から 令和10年度まで	1,330				1,330	
平成30年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	188,620	令和元年度から 令和6年度まで	54,022	令和7年度から 令和14年度まで	134,598			134,598		
平成30年度 若桜線維持継続事業補助	交通政策課	2,695	令和元年度から 令和6年度まで	1,161	令和7年度から 令和11年度まで	1,534				1,534	
令和元年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	187,596	令和2年度から 令和6年度まで	41,502	令和7年度から 令和15年度まで	146,094			146,094		
令和元年度 若桜線維持継続事業補助	交通政策課	3,476	令和2年度から 令和6年度まで	884	令和7年度から 令和12年度まで	2,592				2,592	
令和元年度 爆発物検査装置賃借料	交通政策課	27,239	令和2年度から 令和6年度まで	15,488	令和7年度から 令和9年度まで	11,751				11,751	
令和2年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	181,976	令和3年度から 令和6年度まで	25,567	令和7年度から 令和16年度まで	156,409			156,409		
令和2年度 若桜線維持継続事業	交通政策課	3,333	令和3年度から 令和6年度まで	1,007	令和7年度から 令和13年度まで	2,326				2,326	
令和3年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	181,976	令和4年度から 令和6年度まで	18,373	令和7年度から 令和17年度まで	163,603			163,603		
令和3年度 若桜線維持継続事業	交通政策課	5,291	令和4年度から 令和6年度まで	1,158	令和7年度から 令和14年度まで	4,133				4,133	
令和4年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	181,974	令和5年度から 令和6年度まで	6,063	令和7年度から 令和18年度まで	175,911			175,911		
令和4年度 若桜線維持継続事業	交通政策課	5,335	令和5年度から 令和6年度まで	962	令和7年度から 令和15年度まで	4,373				4,373	
令和4年度 パスポート発給事務費	交流推進課	181,974	令和5年度から 令和6年度まで	72,196	令和7年度から 令和9年度まで	109,380			60,000	49,380	
令和5年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	183,434	令和6年度	329	令和7年度から 令和19年度まで	183,105			183,105		
令和5年度 若桜線維持継続事業	交通政策課	6,446	令和6年度	514	令和7年度から 令和16年度まで	5,932				5,932	
令和5年度 空港管理費	交通政策課	1,543,521	令和6年度	449,769	令和7年度から 令和8年度まで	1,093,752				1,093,752	
令和5年度 鳥取砂丘コナン空港次期コ ンセッション準備事業	交通政策課	81,400	令和6年度	34,100	令和7年度から 令和8年度まで	47,300				47,300	
令和5年度 米子空港関係管理費	交通政策課	10,518	令和6年度	3,373	令和7年度から 令和8年度まで	7,145			342	6,803	
令和5年度 夢みなどタワー管理委託費	観光戦略課	463,600	令和6年度	95,869	令和7年度から 令和10年度まで	359,458				359,458	
令和6年度 鳥取県未来人材育成奨学 金支援事業	人口減少社会 対策課	180,000			令和7年度から 令和20年度まで	180,000			180,000		
令和6年度 若桜線維持継続事業	交通政策課	5,522			令和7年度から 令和17年度まで	5,522				5,522	
令和6年度 夢みなどタワー管理委託費	観光戦略課	27,428			令和7年度から 令和10年度まで	27,428				27,428	

条例名等	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 空港機能施設事業者の欠格事由について定めた規定中、「禁固以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。 (2) 施行期日は、令和7年6月1日とする。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

第1条～第7条 略

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(空港機能施設事業者の指定)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(空港機能施設事業者の指定)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～5 略</p>

第9条～第21条

(罰則の適用等に関する経過措置)

第22条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第23条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第24条～第25条 略

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

条例名等	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、令和 11 年 3 月 24 日まで(現行 令和 7 年 3 月 29 日まで)とする。 (2) 施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和11年3月24日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和7年3月29日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。